15歳までの子どもがいる世帯が対象。取扱店も募集します

子育て応援商品券

市は、15歳までの子どもがいる世帯など約3万世帯を対象に、市内の小売店や飲食店などで使える5万円分の商品券を配布する予定です（6月議会承認後）。今回号では、商品券の概要などをお知らせします。また、商品券が使用できる取扱店も募集します。

■ 商品券のポイント ■

1世帯につき5万円分

対象世帯に7月下旬に発送

使用期間は来年7月まで

子育て世帯の皆さまへ

市は、新型コロナウイルス感染症の影響で家計の負担が増えている子育て世帯を支援するため、5万円分の商品券を配布する予定です。商品券は、市内の店舗で8月から使えます。商品券を市内のお店で使ってもらうことで、小売業や飲食業などの事業者の後押しにもつながる、本市独自の取り組みです。

対象は5月31日までに生まれた子のいる世帯

対象は、次の①②の全てに当てはまる人のいる世帯です。

①4～6月分の児童手当を受けている（4月から高校1年生になった子どもがいる場合などは3月分）

②令和2年5月31日時点で本市に在住

対象の世帯には、7月下旬に商品券を簡易書留で発送します。児童手当の所得制限の限度額以上の所得があり、5月分まで特例給付を受けていた人は対象になりません。

公務員は手続きが必要です

公務員で、次の①②のいずれかに当てはまる人は、市役所1階こども家庭課へ申請が必要です。

①国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象で申請していない

②今年5月分か6月分から児童手当を受けている

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

使用は来年7月31日まで

商品券は、1世帯につき5万円分（1000円券×50枚）です。使用期間は8月1日㈯～来年7月31日㈯で、市内の取扱店で使用できます。取扱店は、市ホームページで順次お知らせします。

●使用できないもの＝図書券・プリペイドカード・ビール券などの換金性の高い商品の購入、税金や公共料金の払い込みなど

店舗を営む皆さまへ

商品券を取り扱う店舗を募集します

市は、商品券が使用できる取扱店を募集します。登録料など取扱店の負担はありません。市民の皆さんがさまざまな店舗で買い物を楽しめるよう、ぜひ取扱店として参加してください。

さまざまな業種が参加できます

市内に店舗や事業所のある事業主の皆さんは取扱店として参加できます。業種によっては参加できないものがあります。詳しくは、産業政策課に問い合わせてください。

●小売業＝食料品、衣料品、日用雑貨、本、文房具、家電、コンビニ、ガソリンスタンド、自転車など

●飲食業＝飲食店、喫茶店、居酒屋など

●サービス業＝理・美容、クリーニング、学習塾、エステ、スポーツクラブ、動物病院、タクシーなど

●その他＝リフォーム、造園建具、内・外装工事、防水工事、電気工事など

申し込み方法

市ホームページから「取扱店登録申請書」をダウンロードし、記入して、〒370-8501高崎市役所　産業政策課へ。Eメール（sangyou@city.takasaki.gunma.jp）でも申し込めます。申請書は、市役所13階同課でも配布します。

●複数の店舗がある場合には、店舗ごとに申請してください

●飲食店は飲食営業許可証、風俗店は風俗営業許可証の写しを申請時に提出してください

昨年、高崎プレミアム付商品券の取扱店として参加した店舗には、参加案内の通知を送付するので、通知を確認してください。

取扱店になったら

市から、商品券の取扱店であることをPRするためのポスター、商品券の見本、取扱店証明書、口座振替依頼書などを発送します。証明書と依頼書は、商品券を換金するときに必要です。

●商品券の使用期間＝8月1日～来年7月31日

商品券の換金は、申請時にお知らせする指定の金融機関で手続きしてください。後日、指定の口座に振り込みます。

●必要な物＝市が発行した取扱店証明書と口座振替依頼書、通帳、使用済みの子育て応援商品券

問い合わせ先

商品券や取扱店について・・・
産業政策課（☎321-1255）

対象について・・・
こども家庭課（☎321-1247）

市ホームページ